

平成17年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成17年9月16日(金曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(21名)

議長	岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎欠席議員(1名)

6 番 福 庄 計 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
助 役	佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長	板 東 知 文 君
市 民 部 長	三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	
	安 田 昌 彰 君
経 済 部 長	酒 巻 進 君
建 設 部 長	藤 井 雄 一 君
水 道 部 長	加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長	
	吉 田 讓 君
消 防 長	佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長	市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長	阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長	阿 部 稔 君
教育委員会教育長	村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長	天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長

	熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長	
	大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 谷内八重子議員

9番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員（登壇） 平成17年第3回定例市議会に当たり、大綱2点につきまして市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱1の交流拠点施設等についてであります。以下3点について市長にお尋ねをいたします。

1点目は、愛好者が首を長くして待ち望んでいたパークゴルフ場についてであります。オープン以来どのくらいの方々が利用されたのか、また1日当たりの平均利用者数についてお知らせをいただきたいと思います。

この美唄のコースについては、傾斜はきついに変化に富み適度な難易度もあり、また一部のホールからは見晴らしがよく、すがすがしさも加わり芝の育成状態も比較的よいとされ、市外から訪れる利用者もかなりいるというふうに聞き及んでおります。

しかし、利用者がふえるにつれ、一方では料金とか施設及び設備についての不満の声も寄せられているとも聞いておりますが、そうした評価等についての把握の方法や今後の改善対策の一助として、アンケートなど行って情報の収集等を行っているのでしょうか。

さらに、休憩所についてもお昼ときには特に混雑して、食事もままならないとのこと。すし、トイレがないことも加わり苦情に拍車がかかっているのではないのでしょうか。ついては、今後これらの整備の計画はお持ちでしょうか。

加えて土曜、日曜、祝祭日の利用状況からして、平日と余り変わらないか、むしろ少ないように感じられ、コースにも十分余裕があると思われることから、平日と同じ料金設定でもよいのではないかという利用者の声も上がっているようですが、次年度は見直すお考えはお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

次に、陶芸施設についてであります。いよいよ来月の初旬に登り窯の初窯が行われるとのことあります。それらの状況と初窯に向けて市内及び市外等へ、どのように周知をされたのか、その周知方法や焼き上げる作品の応募の現況についてお伺いをいたします。

また、この施設を永続的に維持管理していくためにも、次年度以降の運営についての考え方や、年間の利用計画等につきましてもお答えいただきたいと思います。

3点目は、市長が市政執行方針において示されていまして食の駅の整備についてありますが、道内各地の道の駅の運営状況はそれぞれ創意工夫を重ねている中、悲喜こもごものようではありますが、指定管理者制度の活用

や管理コストの徹底した削減により、成果をおさめているところもあるようにも聞き及んでおります。

美唄市としても、本年度予算に調査を基軸として予算計上されたことから、整備を進める上において庁内でそれぞれ協議をされたと思いますが、それらを踏まえてどのような調査をされてきたのか、その進捗状況とその経過から今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、大綱２点目の環境及び健康対策についてであります。以前から危険であると指摘されてきたアスベストのことにつきまして、市長及び教育長にお尋ねいたします。

報道等によりますと、アスベストの粉じんの吸入による死亡者がすでに全国で、最近の数字では6,000人以上にも及んでいるというようなこともあり、健康を脅かすことから極めて重大な社会問題となっているところであります。

それらを受けて、美唄市もアスベストに係る調査を進めてきたとのことですが、まず最初にアスベストとはどのようなものであり、その用途や健康に及ぼす影響や発病に至る経過、あるいはどのような検査で確認できるのかお伺いいたします。

本定例会の冒頭に、市政報告の中で公共施設の中で一部アスベストの使用があったことが示されていましたが、だれが、どのような方法で調査をしたのか。

また、専門家による診断の必要がないのか。

さらには、公表されたこれらの施設のほかにも拡大して調査するのもあわせてお伺いをいたします。

昭和60年以前に建てられた公営住宅等についても使用の実態はないのでしょうか。

また、民間施設における使用の実態や製造工場等の実態について、どのように把握をしているのか。

さらには、公共施設、民間施設あるいは製造工場で働いていた、あるいは働いている方々や長期にわたり利用していた人などの健康被害調査や相談窓口を持つお考えはお持ちなのかお伺いをいたします。

アスベストは、丈夫で安価なため、その用途は建材をはじめいろいろな分野で極めて広く、しかも家庭用品を含めると3,000種にも及ぶ用途があるというふうにも報道されておりますけれども、こうしたことから市民の皆さんの関心も高い中、それぞれの住宅等において解体、改修などを行う場合どのようにすればよいのか。

また、市としても市民周知や廃棄物処理を含め、どのように考えているのかお伺いをいたします。

また、学校関係において、報告のありました中央小学校については、冬休み期間中に除去工事を行うとのことですが、その費用や工期についてお伺いをいたします。

なお、市内の各高等学校や道立養護学校等についても、使用状況はどうなっているのでしょうか。

次に、体育センター以外の体育施設は問題ないのでしょうか。休館中の体育センターについては、どのような対策をもって安全確保を図られるのか、およその再開のめどや、また休館していることで、利用していた市民の間からさまざまな声が寄せられていると思い

ますが、どのように対処されているのかも伺いをいたします。

最後に、アスベスト関連の市政報告では示されていませんでしたが、全国各地の学校給食施設における給食調理機器での使用が明らかになっておりますが、本市の学校給食センターにおいては問題はないのでしょうか。もし、調査をしたとすれば、その経過と結果についてお示しいただきたいと思います。

次の世代を担う子どもたちの健康や安全を確保するためにも、直接口にすることにかかわる調理機器、器具については万全を期さなければならぬと考えますが、今度どのように対応されるのか伺いをいたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員のご質問にお答えします。

初めに、交流拠点施設等について、パークゴルフ場についてであります。パークゴルフ場の利用者は5月オープンから8月までの4カ月で1万9,282人で、1日平均で約161人となっております。パークゴルフは、天候に大きく左右されますが、多い日は300名を超えることがあり、ほぼ順調な利用数ではないかと考えております。

プレーされた利用者の皆さんからは、起伏があつて他のコースと違ったおもしろさがあり、また芝の状態も暑さが続いた割にはコンディションがいいとの評判をいただきましたが、トイレの問題やコース整備の方法、また土日や祝祭日の利用料金では改善してほしいとの要望をいただいております。

利用者からのご意見は、職員が直接伺うこ

ととしており、アンケートについては現在まで行っていないところでございます。

休憩室とトイレにつきましては、お昼ときには一時的に混雑しますし、トイレは現在仮設トイレを設置しておりますものの、相当混雑している状態ですので、来シーズンに向けて検討することとしております。

また、土日、祝祭日のプレー方法については、一般の利用者からは1ラウンドでは物足りない、1日プレーするには料金が高過ぎるなどの意見をいただいておりますので、今後も利用者のご意見や他のパークゴルフ場の状況等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、陶芸施設についてであります。初めに登り窯の状況につきまして昨年の4月より窯の養生を続け、10月9日に待望の初窯を予定しているところでございます。

次に、作品募集の周知と応募状況についてであります。初窯に向けた登り窯陶芸体験教室や子どもたちを対象とした夏休み陶芸体験会の広報メロディーによる案内や校長会を通しての小中学校に対する生徒の作品募集活動などを行ってまいりました。

また、道内在住の陶芸家や及び陶芸愛好者の皆さんにダイレクトメールを送付しており、結果として作品については現在600点ほどの応募がありますが、さらに期間がありますので、当初予定しております作品数の応募をいただけるものと考えております。

次に、今後の登り窯の運営方法についてであります。体験交流館を含めた施設全体の管理運営は、平成19年度からの指定管理者制度の導入に向け、その受け皿などの課題につ

いて検討することとしております。

なお、登り窯の年間の利用計画については、市主催によるもののほか、貸し窯として利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、食の駅についてであります。これまでに施設整備などについて検討する庁内会議を開催したほか、近隣市町村との道の駅の整備状況や管理運営方法等に関する調査を行いました。

また、食の駅に関連する美唄産農産物や特産品について、歌舞裸祭りや札幌のイベント会場でアンケート調査を行ったところでございます。その結果、全体では「焼き鳥」、「ドラキュラの葡萄ソーダ、ゼリー」、「とりめし」、「グリーンアスパラガス」の認識度が高く、また市内ではこれに加え「米粉パン」など、米粉製品の認識度が高くなっております。

今後は、これらの調査をもとに庁内議論を重ね、「食」をテーマとする道の駅の整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、環境及び健康対策について、アスベスト対策についてであります。国などの資料によりますと、アスベストは天然の鉱物繊維で、繊維の細さは髪の毛の約5,000分の1程度で耐久性、耐熱性など非常にすぐれ、安価であることから、これまで建築材料や自動車分野など幅広い分野で使用されてきたものであります。

なお、昭和30年代から建築材料として使用されてきた吹きつけアスベスト等については、劣化による飛散が懸念されており、その適切な処理が求められております。アスベストは、

空気中に浮遊した状態にあると危険で、大量に吸い込むことにより、肺の中に蓄積され、じん肺や悪性中皮腫、肺がんの原因になると言われておりますが、発病までに15年から50年の潜伏期間があるとされ、どの程度体内に入った場合に影響があるかなどについては現時点では明らかではございません。

また、アスベストを吸い込んだ結果、健康被害が生じているかどうかについては、胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔検査などで診断されます。

次に、公共施設のアスベスト使用状況調査についてであります。これまで昭和30年から昭和60年までに建設された木造以外の施設について、吹きつけアスベスト、吹きつけロックウールの有無を建築住宅課職員などが、設計図面、現地目視により把握できる範囲で調査を実施、使用が確認されたものはアスベストの大気浮遊量や含有量について専門検査機関により引き続き調査を行っているところであります。

なお、現在平成8年以前に建設された施設についても範囲を広げ調査を行い、必要な対策をとることとしております。

次に、公営住宅の吹きつけアスベスト等の使用状況についてであります。調査の結果、使用されていないことを確認しているところであります。

次に、民間施設の吹きつけアスベスト等の使用状況についてであります。昭和31年から平成元年までに施工された延べ面積500平米以上の木造以外の建築物を所有する事業者等へ使用の有無などについてアンケート調査を行うよう、北海道から依頼があり、これまで

リストアップした市内107の建築物、76事業所等について調査を行っているところであります。

次に、製造工場の実態把握についてですが、これまで三菱マテリアル建材美唄工場とアキレス美唄工場の2社から報告を受けております。本年3月に閉鎖した三菱マテリアル建材は、アスベストを含有するコンクリート建材を製造しておりましたが、法令等に基づき防護策や健康診断、環境調査を行ってきており、これまで健康被害がなかったこと、さらに定期的な工場敷地境界の大気調査においてもアスベスト濃度は基準値以下で推移していることを確認しております。

また、今後会社において従業員及び退職者の健康調査を行うとともに、労働災害補償や石綿作業従事者の健康管理手帳などの制度について周知を図ることとなっております。

アキレス美唄工場においては、アスベスト材料を含む断熱ボードの一部裁断加工をしておりましたが、これまで健康被害はなく、今後も引き続き従業員の健康調査を行うとともに、工場敷地境界の大気調査を実施することとなっております。

次に、アスベスト使用施設などで働いていた方、利用していた方などの健康調査についてですが、公共施設のうち中央小学校及び体育センターについては、大気浮遊量調査の結果、飛散はなく、基準値以下となっていることから、市として健康調査の予定はございません。

また、ごみ処理センター、し尿処理場については、大気浮遊量などの調査の結果を待って対応を検討したいと考えております。

民間施設、製造工場については、国あるいは道の機関の指導等に基づき、それぞれ事業所等で対応されるべきものと考えております。

なお、健康被害に不安のある方は、国が保健所、岩見沢労災病院等を健康や医療に関する相談窓口として設けておりますので、相談をしていただきたいと考えております。

次に、アスベスト製品の使用状況把握やアスベスト建材などの廃棄物処分などについてですが、解体や改修を行う場合には、施工業者や建材メーカーなどに確認の上、石綿障害予防規則に基づくアスベストの飛散防止などの安全対策と廃棄物の適正処分をしなければならないことになっております。

市としましては、今後とも国や道などの機関と連携し、必要なアスベスト対策を講じるとともに、広報やホームページなどを等して情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問にお答えします。

教育関連施設のアスベスト対策についてですが、初めに中央小学校におけるアスベスト除去工事についてですが、対象面積は約30平方メートルで、工期は準備期間を含めて約6週間程度を要するものと考えております。このうちアスベストの除去及び搬出に係る作業が約1週間を要することから、冬休み期間中に除去、搬出作業を終了し、その後天井の張りかえ等を行う予定としております。工事費用につきましては、概算額で155万円となっております。

次に、市内の高等学校等の道立学校につい

てであります。現在のところアスベスト吹きつけ剤は使用されていないことを確認しております。

次に、体育施設についてであります。体育センターを除く他の施設にアスベスト吹きつけ剤の使用はございません。

また、現在休館している体育センターにつきましては、より安全性を確保するための措置として囲い込み、または除去を検討いたしておりますので、当分の間休館を継続することといたします。

市民の皆様の利用につきましては、できる限り支障が生じないように、小中学校の屋内体育館を含めた他の体育施設を利用させていただくなどの調整を図っているところでございます。

次に、学校給食センターの調理機器についてであります。今月8日にそれぞれの機器の仕様書等で調査を行ったところ、揚げ物機と焼き物機の断熱材として使用されている岩綿板に5%のアスベストの含有が確認されました。このことにより、両調理器をビニールシートで覆うとともに、使用を中止し、学校給食の献立の一部を変更いたしました。その後直ちに当該機器の亀裂、破損等について専門的な調査、点検を実施いたしました。その結果、使用されている岩綿板は密閉状態となっていることなどから、アスベストが飛散するおそれはないことを確認いたしましたので、給食への混入や調理員等の影響はないものと考え、今後も機器の保守点検を徹底しながら継続使用することといたしました。

なお、これら機器につきましては、今後給食センター調理機器等の更新時には優先して

いかなければならないものと考えております。

以上、申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員（登壇） 平成17年第3回定例市議会に当たり、私は大綱3点について市長に質問いたします。

地方税財政の三位一体改革で、地方の税源移譲の前提となる補助金の削減や義務教育費の国庫負担金の削減など、地方にとっては一層厳しい状況になっております。国の構造改革や大きく変化する社会経済情勢の中で、地域を取り巻く環境もより一層厳しさを増しております。農業関係でも食料・農業・農村基本法により、担い手の確保や生産物の厳しい継承手法を定め、農業生産の環境保全や調和を図るなど、農業生産者にとっても大変な時代がやってきました。

また、少子高齢化社会を迎え、人口の減少や団塊世代の定年退職が経済活動に与える影響を挙げ、社会保障給付や公共事業の削減を伴う小さな政府を目指すと、05年度の経済白書にも表明されております。

大綱の第1点目は、美唄市の防災対策についてお尋ねをいたします。

日本国内外において、近年大規模な災害が相次いで発生しております。国内では、10年前の阪神・淡路大震災の災害は忘れることはできません。その後も新潟県中越地震や、国外ではインド洋のスマトラ沖地震など、大災害が相次いでおります。地震大国日本は、幾度も大地震を体験してきた我が国にとって、いつ、どこで地震が発生するか事前に察知す

る予知は夢であり、悲願でもあります。本道においても、平成5年に釧路沖地震、北海道南西沖地震、また平成6年には北海道東方沖地震など、大規模な地震が発生し、大きな被害を受けております。

国の地震調査研究推進本部によりますと、国内の主な活断層と海溝型地震の長期評価をもとに大規模地震が発生する確率を予測、活断層については国内の主要98カ所、北海道では8カ所を評価対象とし、昨年12月現在で73カ所、道内では4カ所の評価を終えたと言われております。道内4カ所のうち、美唄市から胆振管内早来町にかけて南北に走る石狩低地東縁断層帯は、マグニチュード7.8程度の地震が30年以内に起きる確率が0.05%から6%とされ、発生確率が国内でも一番高いグループに入っております。

災害の発生は、被災地のすべての住民の生命、財産などに大きな損害をもたらし、被災後もいまままでおりの生活を取り戻すために多大な労力を必要とするなど、住民の日常生活に大きな負担がかかります。このような災害に対し、一般の住民の方々に対する救援対策や高齢者や障害者などの災害弱者の方々に対して、さまざまなニーズに配慮したきめ細かい取り組みを保健・医療・福祉施設との連携のもとに行う必要があると思います。

美唄市の防災訓練は、昨年台風のため中止されましたが、ことしは8月30日に2年ぶりに開催され、自衛隊、警察、消防や赤十字奉仕団、また市の職員により実施されました。この訓練は、水防訓練が主体で、地震による訓練は少ないと思います。美唄市の高齢化率は28%以上で、他市より進んでおります。ま

た、身障者や弱者の多い福祉のまちでもあります。一般市民も参加はしているものの、毎年の実施は難しいが、3年に1度は大規模な訓練が必要と私は思います。

本市は、これまでの災害における取り組みから得た教訓をもとに、災害弱者、高齢者、障害者などに対する支援対策マニュアルに取り組むことが必要であります。災害の発生は、予測困難であり、その対応、規模などはさまざまありますが、地域の社会資源や住民活動の状況などが異なっております。災害弱者の支援対策として、特に配慮すべきで、基本的な事項を整備しておくことが必要ではないかと思えます。

私は、平成16年第4回定例市議会でも防災について質問をいたしました。そのときの質問は、災害時の食料や生活必需品の備蓄と災害時の避難場所の確保についてお伺いいたしました。

今回は、高齢者や障害者などの福祉関係について災害時要援護者に対する防災対策についてお伺いいたします。

その1つは、防災に対する高齢者、障害者などの災害時要援護者に対する防災対策の認識と課題についてであります。

2つ目は、防災体制の整備についてお伺いします。

その1つは、防災訓練へ的高齢者、障害者の参加状況についてであります。

その2つは、避難場所のバリアフリーについてお伺いをいたします。

大きく3つには、避難時における非常持ち出し、避難所の備蓄物資についてであります。

4つは、災害時の連絡、避難誘導體制など、

地域におけるネットワークづくりについてお伺いをいたします。

大綱の２点目は、市立病院の健全対策についてお伺いをいたします。美唄市役所は、小さな市役所を目指すと掲げていますが、かけ声だけで、実際に取り組んでいるのでしょうか。本庁はもちろんですが、莫大な赤字を抱えている市立美唄病院を一番先にターゲットとすることではないでしょうか。市立病院の対策として、改革ビジョンを策定し、診療報酬制度の改正や施設整備の導入などで大きな影響はあるものの、当初予算での収支均衡の予算編成を目指し、一般会計繰り入れを最小限度に減らすという高い目標を持つことであります。経営改善に向けたキーワードとして大きく３つの柱を掲げる必要があると思います。

１つは、医療水準の向上、

２つ目は、患者サービスの向上、

３つ目は、経営意識の向上であります。

美唄労災病院はもとより、市内の各個人病院や近隣の中核病院などと連携を強化することと、医療ネットワークを構築した時限の受け入れに向けた検討を行っていくことであります。

市立病院は、弱い者の見方になる病院と表して、市立病院の内情を十分に公表し、市民の視点に立った独創性あふれる施策を示し、市民が安心して暮らせ、心の支えとなる病院になっていないからではないでしょうか。市立病院にかかって死んだんだから、何も言い残すことはないと言ってもらえるような、そんなすばらしい病院になることだと私は思います。市立病院の医師や看護師や、職

員また関係者は使命感と自己実現、そして社会貢献を十分に発揮することだと思います。

医療そのものが公共性であり、公立病院と日夜努力している民間病院との提供している医療には違いはないが、民間病院の方がすぐれた公共性を発揮しております。それが、病院のトップとしての最も大切な責務であります。病院の理念であり、市民が安心して暮らせる心の支えとなる病院になることであると思います。

ことしも敬老の日が近づいてまいりました。新聞によりますと、100歳以上の長寿者は全国で2万5,000人以上となり、日本人の平均寿命は1980年代には世界一になりました。生活様式の変化や急速な高齢化の中で、生活習慣病が増加しており、死亡者数はここ20年で、全体で1.4倍にふえ続けていると言われております。平均寿命は世界一なのに、みずからの健康に不安があるというのが、高齢化社会における今日の現状であると考えられます。

いつまでも健やかに生き生きと暮らしてけるためには、がんや糖尿病、心臓病、脳卒中などの循環器系疾患などの生活習慣病の予防対策が必要であると考えられます。その中で、我が国は男性の２人に１人、女性の３人に１人ががんにかかるという状況となっております。今後も高齢化の進展に伴って、死亡者数がふえ続けることも予想されますので、がん予防対策、その拡幅が重要であると考えます。市の取り組み状況について、何点かお伺いをいたします。

美唄市のがん現状についてであります。がんは、依然として死亡原因の第１位となっていることから、国において平成16年度は第３

次対がん10か年総合戦略や健康フロンティア戦略でがん対策を推進することとしています。道内においても、死亡原因の第1はがんではないかと思えます。その死亡者の年齢構成別に見た場合、がん死亡者の割合は、美唄市の現状を踏まえて、状況を踏まえてどのようになっているのかお伺いをいたします。

2つ目は、美唄市のがんの検診の受診実態についてお伺いをいたします。がんの時代を乗り切るには、とりわけ市民1人ひとりが予防につながる生活習慣を身につけて、がん検診を積極的に受けて、症状があれば速やかに医療機関で受診することが必要であり、予防や検診、受診が三位一体となる必要があると考えられます。

そこで、市が実施しているがん検診の受診状況はどのようになっているのか。いわゆる主要5部位である胃がんや肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がんの状況についてお示し願いたいと思います。

また、全国と比較して、どのようになっているのかお伺いをいたします。

3つ目は、美唄市のがん予防に対する普及啓発活動についてであります。

いままで申し上げたように、早期発見、早期治療が大切であり、予防に関する知識の普及によるがん患者や、がんによる死亡を減少させることが必要であると考えられます。美唄市においては、どのような普及啓発を行っているのか、その状況についてお伺いをいたします。

4つ目は、美唄市のがん予防に関する市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

がんについては、啓発普及をするためにも

市民1人ひとりが、がんに関する情報、がん予防に役立つ情報を提供することが大切だと考えられますが、市ではどのような取り組みを行っているのかお伺いをいたします。

5つ目は、携帯電話の院内での使用についてお伺いをいたします。

最近道内の病院や医療施設での携帯電話の院内での使用を、場所を限定して認める動きが広がっております。数年前までは、医療機器に影響を与えることで、全面禁止でありました。患者もお客様でありますし、一部の使用範囲の拡大を求める声もあります。病院側は、治療への影響があり、また医療機器が多数あり、重症患者のことも考え、院内の使用は禁止してきたと話しておりますが、いまは携帯電話の新しい機種が出回っておりますし、医療機器などへの影響が少ないという調査結果が報告されております。また、電磁波の影響を受けにくい医療機器の開発も進み、進化する現在、考えるべきではないかと思えます。

道内の病院も場所を限定しながら認める病院も出てきました。旭川医大病院や市立札幌病院をはじめ、札幌医大病院、北大病院など、各地域で検討を実施しております。患者からの要望では、足が悪いので、近くで携帯電話を使えたらなとか、電話のたびに病院の建物の外まで出なければならない。

また、会社勤めの方は、電話を多く利用するので、入院も十分にできないなど、大変苦労の話も聞いております。

市立病院も場所によっては、禁止をする必要のあるところもあると思えます。患者の利便性を考え、解禁することもよいことだと思います。近隣病院の中で一番先に調査して、

解禁する取り扱いを考え、患者本位でよい病院と評価もされますし、病院自体も理解されます。そのようなことが患者と病院の相互関係ができ、患者増にもつながるのではないのでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

大綱の３点目は、市政報告についてであります。

今定例会で、市長は市政報告をされました。私は、報告の中で、疑問がありましたので、一般質問としてお伺いをいたします。

今回の上水道事故は、西３条北７丁目の側溝整備工事中、雨水升を設置する際に手掘り作業の確認行為を行わず、直接機械で掘削し、水道管を破損させた初歩的かつ作業ミスの事故であります。この事故に係る市の損害額は給水用ポリ袋、排水量の損失、職員の人件費など613万円で、当該業者に対し請求したとあります。

また、赤水原因で、営業補償などを求めている企業などには、市の水道部と請負業者が訪問し、双方で話し合いを進めていくとありますが、その後どのような結果が出たのか、まず損害額の明細内容についてお示しく下さい。

また、事故にかかわる工事請負業者への処分を指名審査会において検討したとの報告がありますが、その内容がどのような調査結果が示されたのか、明確にお知らせいただきたいと思います。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 矢部議員のご質問にお答えします。

初めに、防災問題について、高齢者や障害

者等に対する防災対策についてであります。本市の急速な高齢化などに伴い、高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方々が増加する中、災害時、それらの方々が安全に避難できるよう、きめ細やかな対応が必要であると考えております。

そのためには、家族や地域、行政や関係機関がそれぞれの役割を担い、共同して対応することが重要であります。一部地域では、自主防災組織がつくられ、日ごろから災害に備えた対応をしているところでありますが、このような取り組みが全市的に広がり、地域の防災力を一層高めることにより、高齢者や障がい者などにとって安全・安心なまちになるものと考えております。

次に、防災訓練についてであります。高齢者や障がい者などが防災訓練に参加することは、本人や家族が災害に備えた心構えを養うこと、また地域や行政などとの役割を相互に確認する機会であると考えております。

このため、高齢者や障がい者などの介護している家族等を含め、防災訓練に参加できるような体制づくりについて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所のバリアフリーについてであります。避難所の選定に当たっては高齢者や障がい者などに配慮した利用しやすい施設としての整備が必要であります。市内には、避難場所が55カ所あり、順次段差解消等の対応をしてきておりますが、今後さらにバリアフリーの推進を図るとともに、避難場所の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難時における非常持ち出し品、避難所の備蓄物資についてであります。災害

時に薬やふだん使っている福祉用具などの用意がなければ、避難生活を続けていく場合多くの不便を感じることであります。

高齢者や障がい者の方は、保健医療や福祉サービスの提供を受けている方が多く、災害に備え、本人のみならず、家族を含めてふだんからの備えをしていく必要があります、あらゆる機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

また、福祉用具など必要な物資等の確保については、福祉施設や介護サービス事業所からの協力などを今後検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時に対する地域のネットワークづくりについてであります。本市では、地域において自主防災組織活動に取り組んだり、民生委員による独居老人の安否確認や老人クラブの相互支援活動による声かけ、見守りを行っているところであり、今後におきましても高齢者や障がい者などの実態の把握に努めるほか、住民同士の協力と行政や関係機関の連携を図り、地域における防災力を高めてまいりたいと考えております。

次に、がんの発症や死亡状況についてであります。死亡統計によりますと、平成15年においては全国で30万9,543人、全道で1万4,816人、美唄市においては92人の方が、がんにより亡くなっております。

次に、がん検診についてであります。現在保健センターにおいて、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの5つのがん検診を実施、平成16年度の受診数につきましては、胃がん検診1,078人、肺がん検診1,045人、大腸がん検診1,011人、乳がん検診845人、

子宮がん検診862人となっております。

また、他の医療機関の検診については、把握していないところでございます。

次に、がん予防の取り組みと啓発についてであります。がんの発症には他の生活習慣病と同様に食生活、運動、喫煙、ストレス等の生活習慣が大きくかかわっていることが明らかになっております。このため、市では「美唄ヘルシーライフ21」に基づき、がんを含めた生活習慣病の発症と生活習慣のかかわりや検診の必要性について、地区巡回健康教室や保健通信の活動などを通して啓発に努めているところでございます。

さらに、市民の方々が健康的な生活習慣が継続できますよう、地域において健康づくりをともに行う仲間づくりや健康づくり組織や市民の健康づくりを応援できるよう、その活動支援を行っているところであります。

今後も市民の皆さんが、がんも含めた生活習慣病予防をさらに身近なこととして考えていただけるよう、健康教育等の充実について努めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院内での携帯電話使用についてであります。市立病院では現在携帯電話が医療機器に誤作動を与える危険性など、医療安全管理の面から院内での使用を禁止しております。最近では、電磁波の影響を受けにくい医療機器や低出力システムの携帯電話が普及してきており、全国的にも規模の大きい病院で患者やご家族の利便性に配慮し、部分使用を認めることがふえてきております。今後近隣地帯病院の実態調査を含め、病院内で検討してまいりたいと考えております。

次に、上水道事故についてであります。

市の損害額613万円の内訳につきましては、給水用ポリ袋の購入費が150万円、職員人件費が218万円、事故時の流出水量、排泥及び個別給水などに係る水量分が46万円、指定業者による給水及び排泥作業に係る手数料として114万円、その他経費として85万円となっております。

次に、指名審査会においては3回開催し、この事故原因としまして、工事請負業者が側溝整備工事中に雨水升を設置する際に、水道管と交差している既設横断管を取り外す作業において、手掘りによる埋設物の確認行為を行わず、直接機械で掘削し、水道管を破損させたことによるものと確認いたしました。このため、事故にかかわる処分につきましては、過去の水道事故等の事例などを踏まえ検討した結果、今回の事故は事前協議内容と異なった施工を行ったことのほか、現場代理人が不在であったことなど、工事請負業者側に安全施工に関する管理体制に問題があるものと判断し、工事請負業者に対して8月23日に、文書により嚴重注意を行うことといたしました。

また、あわせて工事発注所管部である建設部に対しても今後の安全施工管理に万全を期すよう口頭により嚴重注意をしたところでございます。

市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、市としましては今後事故防止対策としまして工事の仕様書に試掘調査の実施を明示するなど、安全な施工管理に努めるよう指導の徹底を図るとともに、水道事故対応マニュアルの見直し作業を進めるなど、事故再発防止に万全を期してまいりたい所存でございます。

●議長長岡正勝君 12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員 自席から再度質問をさせていただきます。

初めに、防災の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、昨年の第4回定例会で一般的な防災状況については質問いたしましたし、今回は高齢者、弱者を中心とした防災の訓練はどうなるのかなと、こんなことを質問といたしました。初めての弱者対策でございますので、今後検討するという答弁をいただきましたので、理解をさせていただきたいと思っております。

次に、生活習慣病の件なんですけれども、いまほど答弁の中に、全国で30万人のがん死亡者がいる、その中で北海道でも1万4,000人以上の方が亡くなっていると、美唄におきましても92人が亡くなると、依然としてこれは死亡原因の第1位である。このこと年々と増加傾向にあります。これは、やっぱり最近は昔と違って食生活が変わってきたんだと、こんなことを思い、受診状況については、しっかりと対応してきているんだと、であるならばこの受け入れ方、これをやらなければならないと思うんです。

生活習慣病におけるがん予防対策は、美唄市の現状は少しわかりましたけれども、このほかにも市外で対応している患者や死亡者もいます。データには出てない部分、がんではあるけれども、別な病気でなくなったということもあると思うんです。そういうことを引いても死亡原因の第1位はがんであると。このことから、美唄市といたしましてもこのままほうっておくわけにはいかないんですよ。やはり受診を対象にしてやったんなら、やはりその受け入れ、これもやらなければならない

いと。

いま市立病院は、医師不足ということで、大変ここまで手が回らないということは確かにあると思います。しかしながら、このがんの患者といいますか、この方はやはり途方に暮れるんです。自分は、絶対にがんにかからないだろうという気持ちは、みんな持っていると思うんです。ですが、受診をした後、がんと命名されましたら、精神的に落ち込みますし、自分は完治しないとはだれも思いません。最後は、下手するとそれを苦にして自損事故を起こす、そんなこともあり得ると思うんです。こういう人たちに手を差し伸べる、そういう施設、それが市立病院の役目ではないかなと、こう思っているんです。医師が対応することが適切ではありますけれども、市立病院はいま言いましたように医師が不足をしている、こんな事態です。でも、心のケア、これはだれでもできるんじゃないかなと。我々はちょっとそういう部分ではできませんけれども、やっぱり医療にかかわっている方、医師の免許がなくたって、このスタッフでいろんな話を聞いてあげる心のケアです、やはり。そういうことを今後十分に取り入れてやるのが市立病院ではないかなと、こんなふうに思っております。

私のところにもいろんな話が来ます。この病気でない、ほかの話も来ますが、最近は女性も更年期障害、男性も更年期障害というのがあるんだというようなことも出ておりますし、自分ではわからなくてもそういうことが自然にあらわれてくるというか、そんなことで病院にも行けない、どこにかかったらいいのかなと、そんなことも相談に来る人たちも

いるんですけれども、そういう受け入れをするのが市立病院の役目ではないかなと私は思います。限りある医療資源を有効的に運用して、市民を対象に予防によるがん患者を減らし、早期の治療によって死亡者を減少させるとともに、医療費の減少にもつながっていくと思います。そのことが、がん対策の現状ではないかと思います。そういうことを分析しながら、しっかりと市民と情報提供でできる体制を整備することが必要なんであります。

ここに1冊の本があるんですけれども、この本を読ませていただきました。やはり病院は変わらなきゃだめだ、やっぱりお客様なんだということをしっかりと対応しなければならぬと思うんです。そして、市立病院に内科医というのは少ないんです。外科医あるいは整形外科、また眼科もあるでしょう、そのほか本来であれば精神科とか、あるいは脳外科とかと必要なんでしょうけれども、医師不足のためにできないということであれば、医療のソーシャルワーカーですか、こういった方とか、あるいは市の職員が悩みを聞いてあげることで患者の精神を安定させる、それも1つの医療ではないかなと思います。

ちょっと新聞に出ておりましたので、読ませていただきますが、札幌のホスピス、緩和ケアワークネットというものが出ております。道内でも在宅緩和ケア推進のための関係者の地域ネットワークづくりに取り組んでいると、行政主導型の先進的な取り組み、在宅緩和ケア推進の1つのモデルだと、こういっております。ホスピスなど、興味深い、ただ行政がかかわらなくても体制づくりは十分にできるんだと。多くの人が望む在宅緩和ケアが現実

に困難な要因は何でしょうかと、1つには患者や家族の側に情報が無いからでしょうと、末期がんになったら自宅で過ごせないと考えている患者や家族が多いのではないのでしょうか、もっと声をかけてください。医療に問われる行為は、早い段階から患者側に終末期のケアの情報を提供すべきでないでしょうか、がん患者が病院から自宅に帰るときに、在宅緩和ケアを支える関係医や訪問看護師などの仲間をふやして、顔の見える関係づくりが大切だと。症例検証会などを通して、徐々に体制をつくりたい、将来は市民に門戸を開き、情報提供に臨みたい。道内は、医師らの確保が困難な地域もありますが、道内の在宅緩和ケアのネットワークづくりは可能でしょうと、地域で安心して終末期を過ごせる考え方と体制を道内全体へ広めることが私たちの最終目的であります。人材育成の面でも行政が関与するようなことが必要ではないかと、このように書いてあります。

私も、この市立病院、こういうがん患者がどこへ行ったらいいのか、そんなことを悩んでいる方がたくさんいると思うんです。そういうためにも、そういう科目がなくても対応できる、そんなシステムを市立病院がつくるべきではないかなと、こう思っております。

最後に、上水道事故の件について質問いたします。

事故は、絶対に予想もなく起きるものなんです。今回の事故は、発注者のマニュアルどおり工事をしていれば起きない現場だと思います。しかし、実際に起きたわけですから、その後の処理がどうだったのか、これが大切なんです。今回の事故は、前回の水道事故を

教訓といかし、最小限の対応により被害が少なかったと思います。市民の皆さん方にも多大な迷惑をかけたと思います。水道水は、市民の命の源なんです。ふだん何げなく水を飲んでいますが、水がとまると、これほど不便で水の大切さがわかるわけです。ライフラインは、市民の皆さんにとってなくてはならない大切なものなんです。これを市が対応しているわけですから、水道部はその水を市民に売っている、ひとつの専売権を持っている役所なんです。だから、今回の水道事故は、それほど重大な事故だと私は思います。

今回の市政報告の中にありましたが、これを読んでいて何か疑問を持ったのは、今回の現場には請負業者が事前協議と異なった施工で工事をし、また現場には監督が不在であったと、工事請負業者の安全管理体制に問題があった、重大事故にそのためにつながったものと思われます。施工工事には、入札から始まり、請負業者に施工管理規程など、たくさんの書類が出されております。ここに書類、私こうやって持ってますけれども、これだけのたくさんの書類があって、この中に重大な事故が書かれているんです。すなわち発注責任者、役所です。工事請負責任者の立ち会いで行う工事であって、水道管が入っているのは事前にわかっていたはずで、当然両者の監督が監視をする公共性の常識の工事でなかったかと思えます。

強い言葉で言えば、市民生活を考えないとか、責任軽視の考えではないかと思えます。普通公共事業だとこんな問題は起きないと思うんですけれども、この水道事故だけはライフラインという市民の命を守るための大

切なラインでございますから、嚴重にこれは対応するべきだと思います。

今回の現場は、住宅が密集している地域でありまして、特に道路の工事は、危機管理にも十分配慮しながら気をつける必要があると思います。このようなときに、火災が発生すれば、大変な事故になります。大火にもつながりかねないわけでありまして。今回の事故に対して、消防関係者は気を使いながら水の搬送に取り組んでいると、タンクが空になったら火災が発生したときにどうなるんですか、こんなことも知っておいてほしいと思います。

今回の補償についてお伺いをいたします。損害額は613万円、その内訳はわかりました。そのほかにも市民や企業に対して、当該業者が双方で話し合って営業補償を進めていると報告されておりますが、私はとんでもない勘違いではないかなと、こう思っております。前にも言いましたが、水道水はだれが売っているのか、役所の水道部が売っているんですから、そして市民からお金をもらっているんです。ですから、そういう専売の行為があるわけですから、役所の担当部署が対応して、市民や企業に対して減免か補償かを考えなければならない、そしてその額が出たら請負業者と話し合って、当然支払ってもらうのが筋ではないでしょうか。当該業者が直接企業と話し合うのは、なんか筋が違うんじゃないかと私は思います。

また、ペナルティーの考えですけれども、報告によりますと工事請負業者には文書による嚴重注意と、こうあります。

また、工事発注部、建設部には口頭で嚴重注意をしたと、口頭ですからどんな内容なの

か私はわかりませんが、工事発注者の最終的な責任は市長にあるのではないかなと思います。市長の処罰については、だれもができません。市長みずから考えてやらなければならないと思いますが、その辺のところ、もし答弁いただければ、答弁していただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の再質問にお答えします。

最初に、患者の心のケア等でございますけれども、これは患者との信頼関係を築く上からも十分なコミュニケーションや「あたたかくもてなす」という意味のホスピス的な考えを持って接することは非常に大切なことだと考えております。

市立病院は、現在医師不足など、厳しい状況の環境にありますけれども、「市民に信頼され、心の支えとなる病院を目指すこと」を基本に診療を行っております。今後さらに患者のニーズにこたえる診療体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、上水道事故の件でございますけれども、減免につきましては、市が今後実施を検討することとなっております。

また、補償につきましては、市が立ち会った上でその調整をしてきているというような状況でございます。

それから、業者に対するペナルティー、それから職員に対する注意等の問題でございますけれども、これは過去の事例等、それから北海道の扱い等を参考にしながら決定したものでございますので、ご理解願いたいと思います。

ただ、いずれにしても、市民に大変ご迷惑をおかけしたということで、今後事故再発の防止に向けて万全を期してまいりたいと、このような所存でございます。

●議長長岡正勝君 12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員 質問やめようと思ったんですけども、再度質問させていただきます。

私は、今回の市政報告の答弁に対して理解できないんです。いま市長が言いましたように、事例だとか前例だとか、そういうものを参考にしながらとはいいいながらも、この水道事故、大変な市民に迷惑かけた。

先ほども申し上げましたように、このライフラインは大切なものなんですよ。

議長に申し上げます。資料の要求をいたしたいと思います。指名審査会、この会を3回開いたと申しております。どういうメンバーで審査しているのか、そのお示しをいただきたいと思います。

また、建設部土木課においても地下埋設物の工事による事故マニュアル、水道のマニュアルは私これ議員協議会でいただきましたので、恐らく土木課、建設部にもあると思うんです。その資料をいただきたいと思います。

また、答弁で過去の水道事故の事例などを踏まえ、検討した結果とありますので、前回の水道事故を含めた土木工事などの状況、わかるものを提出していただきたいと思います。審査会の内容についてもお示しいただきたいと思います。

よろしく議長においてお取り計らいをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 いまの資料につきまして

は、議長において措置したいと思います。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午後 3 時 58 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど矢部議員の資料要求並びに3回目の質問について調整いたしましたが、いまだ結論が出ておりませんので、矢部議員の再々質問は20日に行うことにいたしたいと思います。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 3 時 59 分 延会